



## 確定拠出年金法の改正(IRSME16027)

平成 28 年 6 月 27 日 神村美紗

2016 年 5 月 24 日の衆議院本会議にて、確定拠出年金法改正案が成立した。今回の改正では、働き方の多様化に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援することが目的とされている。公的年金の支給水準引き下げを背景に、自助努力で老後の生活資金を確保しやすくすることが狙いだ。

### ■ 確定拠出年金制度とは

今回の法改正は、自営業者や勤務先に厚生年金基金や会社型確定拠出年金の制度がない会社員を対象とした個人型確定拠出年金が中心である。今回の改正により、2017 年 1 月 1 日以降は勤務先に厚生年金基金や会社型確定拠出年金がある会社員や公務員、専業主婦であっても加入ができるようになり、これまで約 4,000 万人だった制度利用対象者が、約 6,700 万人へと広がることとなった。

個人型確定拠出年金への加入は金融機関を通じて行う。定期預金や投資信託などどのような商品を運用するかは加入者が選択できるが、運用可能な商品は金融機関によって異なる。

個人型確定拠出年金活用のメリットを以下にあげる。

#### 1. 掛け金が全額所得控除対象

対象者によって上限はあるものの、毎月の掛け金（保険料）が全額所得控除の対象となる。

自営業者は確定申告、会社員は年末調整にて対応し、一般的な生命保険における控除（生命保険料控除）と比較しても節税効果は大きい。

#### 2. 運用時の分配金等が非課税

運用段階において、確定拠出年金の年金資産を運用して得た分配金や運用益は非課税となる。分配金が非課税になることで、分配金の再投資による実質的な利回りが上昇し、資産形成効果が高まる。

#### 3. 受給時の税制優遇措置

個人型確定拠出年金を 60 歳以上で受け取る場合、一時金であれば退職所得控除、年金であれば公的年金等控除が適用される。

今回の法改正では、中途引き出しの条件を厳格化する内容が含まれており、確定拠出年金は 60 歳まで持ち続けることが原則となった。この点を注意しておきたい。

平成 28 年 6 月 27 日

(IRSME16027) 確定拠出年金法の改正

---

## ■ 中小企業に関わる改正点

今回の改正では企業年金の普及・拡大を図るため、中小企業（従業員 100 人以下）に限り、個人型確定拠出年金に加入する従業員の拠出に対し事業主拠出の追加を可能とする「個人型 DC（確定拠出年金）への小規模事業主掛金納付制度」の創設が規定された。もちろん、事業主が支払う掛け金は損金算入且つ個人の給与所得には含めない取扱いである。この制度の施行日はまた未定であるが、制度活用により、実質的に企業型拠出年金制度を備えていることと同様の経済効果が期待される。

## ■ まとめ

公的年金制度は、現役世代が受給世代を扶養する「世代間扶養」の仕組みのもとで運営されている社会保障制度である。少子高齢化を原因の一つとし、若い世代の人口が減っていく見通しのもとでは給付水準を維持することが難しい。厚生労働省が発表した 2015 年の合計特殊出生率は 1.46 となり、前年を 0.04 ポイント上回ったが、一方で高齢化率も上昇を続けており、平成 25 年には 25.1%に達している。

今回の法改正において、老後の生活資金確保について自助努力を強く後押しする内容に制度が変わったことを喜んでばかりはいられない。「豊かな老後を送るための資産形成」ではなく、「老後の生活資金のための資産形成」を私たちは自分自身で考えていかなければならないのである。（了）